

# 開始が、と「有害・危険でみ」は 其直面。暗图必要途切思专

「雑芥」を収集した後、別の車両で「有害・危険ごみ」を収集しています。これは有害物(蛍光灯・ 体温計)を割らないための措置ですのでご理解ください。

ごみは収集日当日の午前8時までに出しましょう。

### ■分け方と出し方

ざっかい 雑 芥



ガラス・陶磁器類 電球 飲食用以外のビン 小型家電製品

指定袋で出してください。 袋は両側から口を縛ってください。

有害・危険ごみ



乾電池 蛍光灯 水銀体温計 刃物類

傘、釣竿等

それぞれ別の袋で 出してください。

## 第化槽の管理を適正区行いましょう

浄化槽は微生物により汚れた水を、きれいな水にして水路や川に流す働きをしています。

浄化槽の機能を保つには、日頃の保守点検・清掃・法定検査が必要です。

### 法定検査

(1)設置後の水質に関する検査(7条検査) 設置された浄化槽が、適正に施工され、機 能しているかを確認するための検査です。 浄化槽の使用開始後、3カ月~8カ月の間に 受けてください。

(2)定期検査(11条検査)

毎年1回、保守点検や清掃が適正に行われ、 浄化槽が正常に機能しているかどうかを確 認する検査です。

(3)指定検査機関 (社)埼玉県環境検査研究協会

**11** 048-649-5151

浄化槽内の汚泥等の引き出しや調整、機器類等の洗浄を する作業で、年1回以上実施しなければなりません。

清掃は町の許可を受けた業者に依頼してください。

- 예 松伏清掃事業 1 991-3011
- 共栄商事(有) **11991-4828**
- エスシーエス㈱ 田 936-1234

#### 保守点検

浄化槽の点検、調整、修理を行います。おおむね3カ月~ 4カ月に1回以上実施しなければなりません。保守点検 の回数は、浄化槽の規模や種類によって異なります。

浄化槽の保守点検は埼玉県の登録を受けた業者に依頼し てください。

住民ほけん課のお知らせ

問合せ/介護保険担当 💷 991-1886 🦳



### 介護保険料の特別徴収開始通知書を送付します

「平成21年度 介護保険料 特別徴収開始通知書 | を9月上旬に送付します。これは、平成21年度 の住民税の決定に伴い、今年度の介護保険料額をお知らせするものです。

年間保険料額から、第3期(8月の年金から天引き)までに徴収させていただいた仮徴収額を差し 引いた額を、10月、12月及び2月の年金から徴収させていただきますのでご了承ください。皆さん のご理解とご協力をお願いします。